



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月27日（水） 午前10時から

イ 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成20年度長野県庁舎等清掃作業委託

(2) 役務の特質

長野県庁舎（本館、議会議棟、西庁舎、東庁舎及び妻科庁舎をいう。以下同じ。）及び構内の清掃作業

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎及び構内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定により建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- (5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7045
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月6日 午後3時
イ 場所 長野県庁 西庁舎105号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月27日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

平成20年度長野県林業大学校学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成20年2月14日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員及び修業年限

- (1) 募集人員 若干人(林業専門課程林学科)
(2) 修業年限 2年

2 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)とします。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

3 出願手続

(1) 提出書類

- ア 入学願書(本校所定の用紙によります。)
イ 調査書(最終学校の長が作成したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によってこの調査書が得られない者にあつては、卒業証明書及び成績通知票の写し又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。)
ウ 2の(3)に該当する者にあつては、その事実を証する書類
エ 受験票交付用封筒(長形3号封筒に出願者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手をはったもの。)

(2) 受験料

受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書の所定欄にはって、消印しないこと。)納付してください。

(3) 受付期間

平成20年3月10日(月)から3月21日(金)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

郵送による場合は、平成20年3月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 提出先

長野県木曾郡木曾町新開4385-1
(郵便番号 397-0002)

長野県林業大学校

(5) 受験票の交付

入学願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

4 入学審査

入学審査は、筆記試験、人物考査及び身体検査とし、次により実施します。

(1) 期日及び場所

ア 期日 平成20年3月25日(火)

イ 場所 長野県林業大学校

(2) 筆記試験

ア 必須科目 英語I(60分)

イ 選択科目 現代文、生物I及び森林科学のうち1科目(60分)

(3) 人物考査

面接

(4) 身体検査

面接

5 合格発表

平成20年3月27日(木)午前9時に長野県林業大学校に掲示するほか、本人に通知します。また、本校ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/xrinmu/rindai/>)に掲載します。

6 その他

入学願書用紙等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県林業大学校(電話 0264-23-2321)に行ってください。

郵送により入学願書等の用紙を請求する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、140円切手をはった角形2号封筒を同封してください。

林業振興課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の施行を認可しました。

平成20年2月14日

長野県知事 村井 仁

1 土地区画整理事業の名称

上田市天神三丁目土地区画整理事業

2 施行者の名称及び住所

日本たばこ産業株式会社 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

3 事業施行期間

平成20年2月8日から平成23年3月31日まで

4 施行地区

上田市天神三丁目の一部

5 事務所の所在地

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号及び長野県上田市大手一丁目12番23号 BIGウエダビル401号

6 施行認可の年月日

平成20年2月8日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

事務所の掲示場及び上田市役所の掲示場に掲示する

都市計画課

公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第45条第4項の規定により、平成20年2月7日飯田市橋南第二地区市街地再開発組合の解散を認可しました。

平成20年2月14日

長野県知事 村井 仁

建築管理課

公告

波田下の段土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画変更認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年2月14日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

1 縦覧に供する書類

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 定款の写し

2 縦覧の期間

平成20年2月15日から3月13日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡波田町役場

農地整備課

公告

東筑摩郡波田堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年2月14日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

理事

新任

氏名 住所

伊藤 新一 東筑摩郡波田町384番地

波多腰 一男 東筑摩郡波田町6004番地

齊藤 洋一 東筑摩郡波田町4160番地

塩原 弘典 東筑摩郡波田町5228番地

安藤 伸一 東筑摩郡波田町6341番地2

塩原 収 東筑摩郡波田町6548番地

重任

氏名 住所

中村 二三雄 東筑摩郡波田町1585番地1

太田 光保 東筑摩郡波田町6455番地

退任

氏名 住所

大月 丞 東筑摩郡波田町5941番地1

中野 嘉俊 東筑摩郡波田町489番地

久保田 富晴 東筑摩郡波田町4602番地

上村 光廣 東筑摩郡波田町6553番地3

波多腰 協一 東筑摩郡波田町6143番地

上原 泰一 東筑摩郡波田町6072番地

監事

新任

氏名 住所

古田 寛司 東筑摩郡波田町6416番地13

眞野 好明 東筑摩郡山形村6267番地2

退任

氏名 住所

蒲生 義邦 東筑摩郡波田町5108番地2

越 英吉 東筑摩郡山形村6268番地1

農地整備課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県佐久地方事務所に備え置きます。

平成20年2月14日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

- 1(1) 申請人の住所氏名 南佐久郡佐久穂町大字畑329番地
畑八開発株式会社
表取締役 佐々木 力
- (2) 指定年月日 平成20年1月11日
- (3) 指定番号 佐久第301号
- (4) 指定した場所 北佐久郡御代田町大字草越字向原1173-1758
- (5) 道路の幅員 6.00メートル
- (6) 道路の延長 57.20メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県諏訪地方事務所に備え置きます。

平成20年2月14日

長野県諏訪地方事務所長 山 田 隆

- 1(1) 申請人の住所氏名 茅野市湖東8576番1号
株式会社篠原不動産
代表取締役 篠原 敏
- (2) 指定年月日 平成20年1月11日
- (3) 指定番号 諏訪第953号
- (4) 指定した場所 茅野市玉川字汐下9934-1
- (5) 道路の幅員 4.88メートル
- (6) 道路の延長 41.00メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上伊那地方事務所に備え置きます。

平成20年2月14日

長野県上伊那地方事務所長 宮 坂 正 巳

- 1(1) 申請人の住所氏名 伊那市伊那部2393-1
南信土地建物株式会社
代表取締役 蟹 沢 彦 一
- (2) 指定年月日 平成20年1月17日
- (3) 指定番号 上伊那第490号
- (4) 指定した場所 伊那市伊那4645番地5、4645番地6、4646番地3、4646番地4

- (5) 道路の幅員 6.00メートル
- (6) 道路の延長 48.40メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名 伊那市伊那796番地5
松 澤 建 男
- (2) 指定年月日 平成20年1月18日
- (3) 指定番号 上伊那第488号
- (4) 指定した場所 伊那市伊那6302番9
- (5) 道路の幅員 4.03メートル
- (6) 道路の延長 34.50メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県松本地方事務所に備え置きます。

平成20年2月14日

長野県松本地方事務所長 鎌 田 泰太郎

- 1(1) 申請人の住所氏名 松本市白坂2-3-31
有限会社セス・コーポレーション
代表取締役 中 島 義 博
- (2) 指定年月日 平成20年1月30日
- (3) 指定番号 松本第245号
- (4) 指定した場所 安曇野市三郷明盛2327-2
- (5) 道路の幅員 5.88メートル
- (6) 道路の延長 70.59メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名 安曇野市穂高柏原998-7
有限会社大黒開発
代表取締役 遠 藤 豊 博
- (2) 指定年月日 平成20年2月4日
- (3) 指定番号 松本第246号
- (4) 指定した場所 安曇野市三郷明盛520-1
- (5) 道路の幅員 5.80メートル
- (6) 道路の延長 56.40メートル

建築管理課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県長野地方事務所に備え置きます。

平成20年2月14日

長野県長野地方事務所長 片 山 昌 男

- 1(1) 申請人の住所氏名 千曲市大字屋代895番地11
有限会社キザキ商事
代表取締役 柿 崎 礼 子
- (2) 指定年月日 平成20年1月29日
- (3) 指定番号 長野第802号
- (4) 指定した場所 千曲市大字屋代656-1、613-6及び水

路654-7、673-1の一部

- (5) 道路の幅員 4.34メートル
 (6) 道路の延長 35.00メートル

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
 長野県立須坂病院エレベーター保守点検業務委託
- (2) 役務の特質
 長野県立須坂病院のエレベーター保守点検業務
- (3) 履行期間
 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
 須坂市大字須坂1332
 長野県立須坂病院
- (5) 入札方法
 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (5) 昇降機検査資格者の資格を有する者であること。
- (6) 過去3年以内に病院の寝台用エレベーターに係る保守点検業務契約を誠実に履行した実績を2年以上有する者であること。
- (7) 緊急時の出勤要請から終日概ね30分以内で当該業務箇所に到着できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332
 長野県立須坂病院 事務局総務係
 電話 026 (245) 1650 内線 3110

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成20年3月6日(木) 午後3時
 イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂
- (3) 郵送による入札の可否
 郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月27日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
 必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県立阿南病院長 温田 信夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
 車椅子式シャワー入浴装置 一式
- (2) 物品等の特質
 仕様書のとおり
- (3) 納入期限
 平成20年3月27日

- (4) 納入場所
長野県立阿南病院
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
下伊那郡阿南町北条2009-1
長野県立阿南病院 事務局総務係
電話 0260(22)2121 内線 204
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年2月27日 午後1時30分
イ 場所 長野県立阿南病院 講堂
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県立阿南病院長 温田 信夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
長野県立阿南病院産業廃棄物処理業務委託
- (2) 役務の特質
長野県立阿南病院の産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務
- (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 履行場所
下伊那郡阿南町北条2009-1
長野県立阿南病院
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による長野県知事の許可を有する者であること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項及び第14条の4第6項の規定による長野県知事の許可を受けた者が長野県内において中間処理を行うことができるもの又は長野県内で中間処理を行うことができる者に病院の産業廃棄物の処理業務を受託させることを誓約する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

下伊那郡阿南町北条2009-1
長野県立阿南病院 事務局総務係
電話 0260 (22) 2121 内線 205

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月4日(火) 午前10時

イ 場所 長野県立阿南病院 講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月25日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立阿南病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立木曽病院及び長野県木曽介護老人保健施設電気設備保守管理業務委託

(2) 役務の特質

長野県立木曽病院及び長野県木曽介護老人保健施設の電気設備の運転及び保守管理業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院及び長野県木曽介護老人保健施設

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5) 過去に200床以上の病院において電気設備の運転及び保守管理業務の契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 緊急時の出勤要請から終日概ね90分以内で当該業務箇所不到着できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院 事務局総務係

電話 0264 (22) 2703 内線 2215

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月12日(水) 午前11時

イ 場所 長野県立木曽病院 講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月26日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立木曽病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立木曽病院エレベーター保守点検業務委託

(2) 役務の特質

長野県立木曽病院のエレベーター保守点検業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (5) 昇降機検査資格者の資格を有する者であること。
- (6) 過去3年以内に病院の寝台用エレベーターに係る保守点検業務契約を誠実に履行した実績を2年以上有する者であること。
- (7) 緊急時の出動要請から終日90分以内で当該業務箇所に到着できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4
長野県立木曽病院 事務局総務係
電話 0264(22)2703 内線 2215

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月12日(水) 午前10時
イ 場所 長野県立木曽病院 講堂
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月26日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立木曽病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県立木曽病院自動ドア保守点検業務委託
- (2) 役務の特質
長野県立木曽病院の自動ドア保守点検業務
- (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
木曽郡木曽町福島6613-4
長野県立木曽病院
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (5) 過去に病院の自動ドアに係る保守点検業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 緊急時の出動要請から終日概ね90分以内で当該業務箇所に着できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4
長野県立木曽病院 事務局総務係
電話 0264 (22) 2703 内線 2215

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月12日（水）午前10時30分
イ 場所 長野県立木曽病院 講堂
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月26日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立木曽病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課